

(参考) 有機農産物の日本農林規格 第4条の別表2

平成21年8月27日農林水産省告示第1180号

| 農 薬 | 基 準 |
|--|--|
| <p>除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤</p> <p>なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンブン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 性フェロモン剤</p> <p>クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 展着剤</p> <p>二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤</p> | <p>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</p> <p>捕虫器に使用する場合に限ること。</p> <p>ボルドー剤調整用に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調整用に使用する場合に限ること。</p> <p>農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。</p> <p>ガゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。</p> |